

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定第一・十二条の規定に基づく日本国政府とモンゴル国政府との間の実施取極

目次

前文

第一章 総則

第一・一条 定義

第二章 税関手続及び貿易円滑化

第二・一条 協力

第二・二条 情報通信技術

第二・三条 危険度に応じた管理手法

第二・四条 不正取引への対応

第二・五条 知的財産権

第二・六条 情報の交換

第二・七条 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

### 第三章 競争

第三・一条 目的

第三・二条 定義

第三・三条 通報

第三・四条 執行活動における協力

第三・五条 情報の交換

第三・六条 執行活動の調整

第三・七条 一方の締約国における反競争的行為であつて他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力

第三・八条 執行活動に関する紛争の回避

第三・九条 技術協力

第三・十条 透明性

第三・十一条 協議

第三・十二条 情報の秘密性

第三・十三条 刑事手続のための情報の使用

第三・十四条 連絡

第三・十五条 雑則

#### 第四章 ビジネス環境の整備

第四・一条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第四・二条 連絡事務所

#### 第五章 協力

第五・一条 農業、林業及び漁業（基本協定第五章に規定する衛生植物検疫措置に関連する事項を含む。）

む。

第五・二条 製造業（基本協定第六章に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項を含む。）

第五・三条 中小企業

第五・四条 貿易及び投資

第五・五条 公共基盤、建設及び都市開発

第五・六条 科学技術及び知的財産

第五・七条 金融サービス

第五・八条 教育及び人材養成

第五・九条 観光

第五・十条 環境

第五・十一条 鉱業及びエネルギー

第五・十二条 保健

第五・十三条 競争

第五・十四条 情報通信技術

第六章 最終規定

第六・一条 実施

第六・二条 目次及び見出し

第六・三条 改正

第六・四条 効力発生

第六・五条 紛争解決

## 前文

日本国政府及びモンゴル国政府は、  
経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（以下「基本協定」という。）第一・十二条の規定に従って、

次のとおり協定した。

## 第一章 総則

### 第一・一条 定義

この取極の適用上、

- (a) 「両締約国」とは、日本国及びモンゴル国をいい、「締約国」とは、日本国又はモンゴル国をいう。
- (b) 「両締約国政府」とは、日本国政府及びモンゴル国政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府又はモンゴル国政府をいう。

## 第二章 税関手続及び貿易円滑化

### 第二・一条 協力

1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、両締約国政府の税関当局を通じて相互に支援するよう努める。

2 両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、両締約国政府の税関当局を通じて、研究、開発及び試験であつて、新たな税関手続並びに取締りのための新たな装置及び技術に関するもの、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力するよう努める。

#### 第二・二条 情報通信技術

両締約国政府の税関当局は、その税関手続を改善することを目的として、その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同の努力を払う（最良の慣行を共有することを含む。）。

#### 第二・三条 危険度に応じた管理手法

1 両締約国間で取引される物品の通関を容易にするため、両締約国政府の税関当局は、危険度の高い物品の検査活動に集中することができ、危険度に応じた管理手法の制度であつて、危険度の低い物品の通関及び移動を簡素化するものを維持する。

2 両締約国政府は、セミナー、研修課程その他の措置を通じて、両締約国政府における危険度に応じた管

理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

- 3 両締約国政府の税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して最良の慣行を共有する。

#### 第二・四条 不正取引への対応

- 1 両締約国政府の税関当局は、物品の不正取引への対応の分野において協力する。
- 2 両締約国政府は、物品の不正取引への対応の分野において、関税協力理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

#### 第二・五条 知的財産権

両締約国政府の税関当局は、知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出への対応の分野において協力するよう努める。

#### 第二・六条 情報の交換

- 1 一方の締約国政府は、他方の締約国政府が基本協定第四・七条及びこの章の規定に従って秘密のものと  
して提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意



する場合は、この限りでない。

2 一方の締約国政府は、情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

3 情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かについては、当該他方の締約国政府の裁量に委ねられる。

4 基本協定第四・七条及びこの章の規定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供される情報については、当該他方の締約国の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局の職務の遂行のためにのみ使用する。

5 基本協定第四・七条及びこの章の規定に従って提供される情報については、提供を受ける締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

6 基本協定第四・七条及びこの章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府

は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府が示す合理的な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

7 この章の他の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国政府への情報の提供が自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、当該提供を行うことを要しない。

#### 第二・七条 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1 基本協定第四・八条の規定に基づき設置される税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の職員から成る。

- (a) 共同議長として、日本国財務省又はその後継機関及びモンゴル国関税庁又はその後継機関の職員
- (b) 日本国については、財務省及び外務省又はこれらの後継機関の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員
- (c) モンゴル国については、関税庁又はその後継機関の職員及び特例的な場合には討議される問題に関連

する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 小委員会は、両締約国政府の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

### 第三章 競争

#### 第三・一条 目的

この章は、基本協定第十一・二条に規定する協力の実施に関する詳細及び手続を定めることを目的とする。

#### 第三・二条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「競争当局」とは、
  - (i) 日本国については、公正取引委員会又はその後継機関をいう。
  - (ii) モンゴル国については、公正競争・消費者保護庁又はその後継機関をいう。
- (b) 「競争法」とは、

- (i) 日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（以下この章において「独占禁止法」という。）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。
- (ii) モンゴル国については、二十十年六月十日の競争に関するモンゴル国の法律及びその実施について定める規則並びにそれらの改正をいう。
- (c) 「執行活動」とは、締約国政府が自国の競争法の適用に関連して行う審査若しくは捜査又は手続をい  
い、次のものを含まない。
  - (i) 事業活動の監視又は通常の届出、報告若しくは申請の審査
  - (ii) 経済概況又は特定の産業分野における概況の調査を目的とする調査研究活動

### 第三・三条 通報

1 一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令に適合する限りにおいて、他方の締約国政府の競争当局に  
対し、当該他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があると認める自国政府の執行活動につ  
いて通報する。

2 一方の締約国政府の執行活動であつて、他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があるものには、次の執行活動を含む。

(a) 当該他方の締約国政府の執行活動に関連する執行活動

(b) 当該他方の締約国の国民又は当該他方の締約国の関係法令に基づいて設立され、若しくは組織された企業に対して行う執行活動

(c) 企業結合（次の(i)又は(ii)に規定するものが、当該他方の締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織された企業である場合に限る。）に関する執行活動

(i) 当事者の一又は二以上

(ii) 当事者の一又は二以上を支配する企業

(d) 企業結合以外の反競争的行為であつて、実質的に当該他方の締約国において行われるものに関する執行活動

(e) 当該一方の締約国政府の競争当局により、当該他方の締約国政府が要求し、奨励し、又は承認したと認められる行為に係る執行活動

(f) 排除に係る措置であつて、当該他方の締約国における行為を要求し、又は禁止するものを含む執行活動

3 1の規定に基づく通報は、一方の締約国政府の執行活動が他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があることを当該一方の締約国政府の競争当局が了知した場合には、当該一方の締約国の法令に反しないこと及び当該競争当局が実施している審査若しくは捜査に影響を及ぼさないことを条件として、できる限り速やかに行う。

4 この条の規定に基づく通報は、通報を受けた競争当局が自国政府の重要な利益への影響について当初の評価を行うことができるよう、十分詳細な内容を伴うものでなければならない。

#### 第三・四条 執行活動における協力

一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令及び自国政府の重要な利益に適合する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、他方の締約国政府の競争当局に対し自己の執行活動について支援を提供する。

#### 第三・五条 情報の交換

前条に規定する協力のために、一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令及び自国政府の重要な利益に適合する限りにおいて、次のことを行う。

- (a) 他方の締約国における競争に対しても悪影響を及ぼす可能性があると認める反競争的行為に係る自己の執行活動について、当該他方の締約国政府の競争当局に通報すること。
- (b) 他方の締約国政府の競争当局に対し、反競争的行為に関する重要な情報（自己が保有し、かつ、その注意の対象となっているものに限る。）であつて、当該他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連し、又はその執行活動を正当化する可能性があるものと認めるものを提供すること。
- (c) 要請があつた場合には、この章の規定に従い、他方の締約国政府の競争当局に対し、自己が保有する情報であつて、当該他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連するものを提供すること。

### 第三・六条 執行活動の調整

1 両締約国政府の競争当局（以下この章において「両競争当局」という。）が相互に関連する事案に関して執行活動を行う場合には、次のとおりとする。

- (a) 両競争当局は、それぞれの執行活動の調整について検討する。

(b) 一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局の要請があつた場合において、自国政府の重要な利益に適合するときは、自己の執行活動に関連して秘密の情報を提供した者に対し、当該情報を当該他方の締約国政府の競争当局と共有することに同意するか否かを照会することを検討する。

2 両競争当局は、特定の執行活動の調整を行うべきか否かを検討するに当たり、特に次の要素を考慮すべきである。

(a) 当該執行活動の目的を達成する上で両競争当局が有する能力に対して当該調整が及ぼす効果

(b) 当該執行活動に必要な情報を入手する上で両競争当局が有する相対的な能力

(c) いずれかの締約国政府の競争当局が、関連する反競争的行為に対して効果的な排除に係る措置を確保することができる程度

(d) 両締約国政府及び当該執行活動の対象者にとっての費用の削減可能性

(e) 排除に係る措置の調整が両締約国政府及び当該執行活動の対象者にもたらす潜在的な利益

3 一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局に適切な通報を行うことを条件として、執行活動の調整をいつでも限定し、又は終了し、及び自己の執行活動を独自に行うことができる。



第三・七条 一方の締約国における反競争的行為であつて他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼ

すものに関する協力

1 一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国において行われた反競争的行為が自国政府の重要な利益に悪影響を及ぼすと信ずる場合には、当該反競争的行為に関する自己の執行活動から生ずる紛争を回避することの重要性及び当該他方の締約国政府の競争当局が当該反競争的行為に関してより効果的な執行活動を行うことができる可能性があることに留意して、当該他方の締約国政府の競争当局に対し、適切な執行活動を開始するよう要請することができる。

2 1の規定に基づく要請には、反競争的行為の性質及び当該要請を行う競争当局が属する締約国政府の重要な利益に当該反競争的行為が及ぼす影響について、できる限り具体的な説明を付するものとし、また、当該要請を行う競争当局が提供することができる追加的な情報その他協力についての申出を含める。

3 1の規定に基づく要請を受けた競争当局は、当該要請において特定される反競争的行為に関し、執行活動を開始するか否か、又は現に行われている執行活動を拡大するか否かを慎重に検討する。当該要請を受けた競争当局は、当該要請を行った競争当局に対し、実行可能な限り速やかに自己の決定を通報する。執

行活動を開始する場合には、当該要請を受けた競争当局は、当該要請を行った競争当局に対し、当該執行活動の最終的な結果を通報し、かつ、暫定的な進展のうち重要なものを可能な範囲で通報する。

4 この条のいかなる規定も、1の規定に基づく要請において特定された反競争的行為について執行活動を行うか否かに関し、当該要請を受けた競争当局が自国の競争法及び執行政策の下で有する裁量を制限するものではなく、また、当該要請を行った競争当局が当該要請を取り下げることが妨げるものでもない。

### 第三・八条 執行活動に関する紛争の回避

1 一方の締約国政府は、自己の執行活動のあらゆる局面（執行活動の開始及び範囲に関する決定並びに各事案における罰則又は排除に係る措置の性質に関する決定を含む。）において、他方の締約国政府の重要な利益に慎重な考慮を払う。

2 いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府による特定の執行活動が自己の重要な利益に影響を及ぼす可能性があることを当該他方の締約国政府に通報した場合には、当該他方の締約国政府は、自国の法令に適合する限りにおいて、当該執行活動の重要な進展について適時に通報するよう努める。

3 一方の締約国政府の執行活動が他方の締約国政府の重要な利益に悪影響を及ぼす可能性があるとき当該一

方の締約国政府が認める場合には、両締約国政府は、利害の競合を適切に調整しようとするに当たり、次の要素その他関連し得る要素を考慮すべきである。

- (a) 執行活動を行う側の締約国における行動又は取引が、他方の締約国における行動又は取引に比して有している反競争的行為についての相対的な重要性
- (b) 反競争的行為がそれぞれの締約国政府の重要な利益に及ぼす相対的な影響
- (c) 反競争的行為に関与している者が、執行活動を行う側の締約国における消費者、供給者又は競争者に影響を及ぼす意図を有することに関する証拠の存否
- (d) 反競争的行為が各締約国の市場における競争を実質的に滅殺する程度
- (e) 一方の締約国政府の執行活動と他方の締約国の法令又は当該他方の締約国政府の政策若しくは重要な利益との間の抵触又は一貫性の程度
- (f) 私人（自然人であるか法人であるかを問わない。）が両締約国政府による相反する要求の下に置かれることとなるか否か。
- (g) 関連する資産及び取引の当事者の所在地

(h) 締約国政府の執行活動が、反競争的行為に対する効果的な制裁その他の排除に係る措置を確保することができるとする程度

(i) 同一の私人（自然人であるか法人であるかを問わない。）に関する他方の締約国政府の執行活動が影響を受ける程度

### 第三・九条 技術協力

1 両締約国政府は、両競争当局が競争政策を強化し、及び自国の競争法を実施するための技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する。

2 1に規定する技術協力活動の形態は、次のとおりとする。

(a) 研修のため両競争当局の職員を交流させること。

(b) 競争政策の強化及び競争法の実施に関する研修課程であつて、一方又は双方の競争当局が組織し、又は後援するものにおいて、両競争当局の職員が講師又はコンサルタントとして参加すること。

(c) 両競争当局が合意するその他の形態

### 第三・十条 透明性

一方の締約国政府の競争当局は、次のことを行う。

- (a) 自国の競争法の改正及び反競争的行為を規制する自国の新たな法令の制定について他方の締約国政府の競争当局に速やかに通報すること。
- (b) 適当な場合には、自国の競争法に関連して発出し、及び公表した指針又は政策声明の写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。
- (c) 適当な場合には、当該一方の締約国政府の競争当局の年次報告その他の公表資料であって、公衆が一般に利用可能であるものの写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。

### 第三・十一条 協議

両競争当局は、いずれかの競争当局の要請があつた場合には、この章の規定に関連して生ずることがあるいかなる事項についても、相互に協議する。

### 第三・十二条 情報の秘密性

- 1 (a) この章の規定に従つて一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、当該一方の締約国政府が別段の承認を与えた場合を除くほか、当該他方の締

約国政府は、自国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、第三者に伝達してはならない。

(b) この章の規定に従って一方の締約国政府の競争当局から他方の締約国政府の競争当局に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、当該一方の締約国政府の競争当局が別段の承認を与えた場合を除くほか、当該他方の締約国政府の競争当局は、自国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、第三者又は他の当局に伝達してはならない。

2 1 (b)の規定にかかわらず、この章の規定に従って情報（公に利用可能な情報を除く。）を受領する一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局が別段の通報を行う場合を除くほか、当該情報を競争法の執行のために当該一方の締約国政府の関連する法執行当局に伝達することができる。当該法執行当局は、次条に規定する条件に従って当該情報を使用することができる。

3 一方の締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府がこの章の規定に従って秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

4 一方の締約国政府は、秘密性又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

5 この章の他の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、他方の締約国政府に情報を提供することを要しない。特に、

(a) 日本国政府は、独占禁止法第三十九条の規定の適用を受ける「事業者の秘密」（第三・六条1(b)の規定に従って行われる照会の結果として関係事業者の同意を得て提供されるものを除く。）をモンゴル国政府に提供することを要しない。

(b) モンゴル国政府は、千九百九十五年五月十六日の組織の秘密に関する法律第三条の規定の適用を受ける「組織の秘密」を日本国政府に提供することを要しない。

6 この条の規定は、情報を受領した締約国政府が、自国の法令に従って義務付けられている限度において、当該情報の使用又は開示を行うことを妨げない。当該情報を受領した締約国政府は、可能な限り、当該情報を提供した締約国政府に対し当該使用又は開示について事前に通報する。

## 第三・十三条 刑事手続のための情報の使用

1 この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、当該他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

2 この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）を当該他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。

## 第三・十四条 連絡

この章に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定に基づく連絡については、両競争当局間で直接行うことができる。ただし、第三・三条の規定に基づく通報及び第三・七条1の規定に基づく要請については、外交上の経路を通じ、書面により確認する。その確認については、関係する連絡が両競争当局間において行われた後、実行可能な限り速やかに行う。



### 第三・十五条 雑則

- 1 この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両競争当局間で行うことができる。
- 2 この章のいかなる規定も、他の二国間又は多数国間の協定又は取決めに従って両締約国政府が相互に支援を求め、又は提供することを妨げるものではない。
- 3 この章のいかなる規定も、管轄権に関連するあらゆる問題に関するいずれの締約国政府の政策又は法的立場をも害するものと解してはならない。
- 4 この章のいかなる規定も、他の国際協定若しくは国際的な取決め又は自国の法律に基づくいずれの締約国政府の権利及び義務にも影響を及ぼすものと解してはならない。

#### 第四章 ビジネス環境の整備

##### 第四・一条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

基本協定第十四・二条2(b)に規定する問題であつてビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）が取り組むものには、次の事項を含めることができる。

- (a) ビジネスに関連する規則、行政上及び司法上の手続並びに行政上及び司法上の決定における透明性の

向上

- (b) 行政上の手続を簡素化し、及び迅速にするための措置
- (c) 両締約国における事業活動を円滑化するための方法
- (d) ビジネス環境に関連するその他の問題

#### 第四・二条 連絡事務所

1 基本協定第十四・三条1の規定に従って各締約国において指定される連絡事務所は、次のことを任務とする。

- (a) 自国の法令その他の措置であつて、他方の締約国の企業の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該他方の締約国の企業からの苦情及び照会を受領すること。
- (b) 自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情及び照会を送付すること。
- (c) (b)に規定する自国の関係当局から、合理的な期間内に、適当な場合には書面にて、十分な説明、理由及び法的根拠（該当する場合に限る。）を付した回答を求めること。
- (d) (a)に規定する企業に対し、(c)に規定する回答を送付すること。

- (e) 自国の関係当局と協力して、(a)に規定する企業に対し、必要な情報及び助言を提供すること。
- (f) 小委員会に対して所見を報告すること。
- 2 一方の締約国政府は、他方の締約国に所在する団体であつて当該他方の締約国の連絡事務所と自国の企業との間の連絡を円滑にするものを指定することができる。
- 3 1及び2の規定は、一方の締約国の企業が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

## 第五章 協力

第五・一条 農業、林業及び漁業（基本協定第五章に規定する衛生植物検疫措置に関連する事項を含む。）

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(a)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

- (a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
- (i) 食料及び農業のための遺伝資源

- (ii) 灌漑<sup>かんがい</sup>及び種子の生産
- (iii) 演示のための及び模範となる農場及び施設の設置
- (iv) 乳製品、牛肉、有機食品、穀物及び野菜の生産
- (v) 園芸
- (vi) 養蜂
- (vii) 飼料の生産及びペットフードの加工
- (viii) 動物の繁殖に関するバイオテクノロジー
- (ix) 動物の保健及び獣医のサービス
- (x) 次の事項を含む衛生植物検疫措置に関する全ての事項
  - (A) 有害動植物又は病気の無発生区域の設置
  - (B) 衛生植物検疫措置に関する管理、検査及び承認の手續
- (xi) 食品の加工（加熱加工をした食肉の生産を含む。）
- (xii) 食品のマーケティング

- (xiii) 農業協同組合
- (xiv) 木材の加工
- (xv) 養殖
- (xvi) 人材養成
- (xvii) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
  - (i) フード・バリューチェーンに関する実行可能性調査の実施
  - (ii) 開発調査
  - (iii) 共同研究活動
  - (iv) 意見及び情報の交換並びに専門家の交流
  - (v) 職業訓練及び実地研修の実施
  - (vi) 貿易見本市、セミナー、研究集会、事業取引のあっせんの催し及び展示会の機会の提供並びにこれらへの参加の奨励

- (vi) 官民間の連携の奨励
  - (vii) 技術に関する相談サービス
  - (ix) 技術の普及
  - (x) 衛生植物検疫措置の調和及び同等の認定に関する技術援助
  - (xi) 両締約国政府が合意するその他の形態
- 第五・二条 製造業（基本協定第六章に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項を含む。）
- 基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(b)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。
- (a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
    - (i) 製造業の多角化の強化
    - (ii) 工業団地及び技術団地
    - (iii) 製造業の経営、競争力及び技術的能力の強化

- (iv) 環境上適正な技術による環境保護の促進
- (v) 次の事項のための技術援助
  - (A) 基本協定第六章及び千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定の執行の奨励
  - (B) 標準化、強制規格及び適合性評価に関連する機関の強化（人的資源の形成及び訓練を含む。）
  - (C) 標準化及び適合性評価の分野における国際機関における協力の増進
- (vi) 人材養成
- (vii) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 実行可能性調査及び開発調査の実施
  - (ii) 政策及び最良の慣行に関する情報の交換
  - (iii) 専門家の交流の奨励
  - (iv) 研修プログラムの提供

(v) セミナー及び研究集会の開催

(vi) 技術援助

(vii) 国際的かつ高度な任意規格の導入による技術の普及

(viii) 両締約国政府が合意するその他の形態

#### 第五・三条 中小企業

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(c)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 中小企業の革新的な活動の促進（知的財産の創造、保護及び利用のための支援を含む。）

(ii) 中小企業の経営、競争力及び技術的能力の強化

(iii) 人材養成

(iv) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。



- (i) 政策及び最良の慣行に関する情報の交換
- (ii) 専門家の交流の奨励
- (iii) 研修プログラムの提供
- (iv) セミナー及び研究集会の開催
- (v) 両締約国政府が合意するその他の形態

注釈 この条の規定の適用上、「中小企業」には、零細企業を含む。

#### 第五・四条 貿易及び投資

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(d)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

- (a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 貿易及び投資の促進
  - (ii) サービス分野の発展の促進
  - (iii) 独立行政法人日本貿易振興機構又はその後継機関とモンゴル投資庁又はその後継機関との間の協力

の奨励

- (iv) 人材養成
- (v) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 両締約国間の貿易及び投資並びに関連する業務の更なる促進のための貿易及び投資（投資環境及び企業に係する法令を含む。）に関する意見及び情報の交換
  - (ii) 貿易及び投資に関する知識の普及及び改善のための専門家、研修生及び研究者の交流の奨励
  - (iii) 貿易ミッション、貿易見本市、セミナー、事業取引のあっせんの催し及び展示会の開催並びにこれらへの参加の奨励
  - (iv) 政府職員の能力の開発
  - (v) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・五条 公共基盤、建設及び都市開発

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(e)に規定する分野における協力について

は、次のとおりとする。

- (a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 海運の導入
  - (ii) 空港の質の改善
  - (iii) 高度道路交通システムの導入及び開発
  - (iv) 車両に関する安全基準の向上
  - (v) 道路及び輸送についての監視能力及び監督能力の向上
  - (vi) 道路及び輸送の分野における研究及び開発の能力の強化
  - (vii) 次の事項のための技術の導入
    - (A) エネルギー効率
    - (B) 耐震
    - (C) 建設廃棄物の再使用及び再生利用
    - (D) 飲料水の処理用及び浄化用の薄膜

- (viii) 建築の安全に関する規則、規制及び執行の制度の改善
- (ix) 人材養成
- (x) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 空港周辺の都市の開発に関する共同研究
  - (ii) 意見及び情報の交換
  - (iii) 専門家の訪問及び交流の奨励及び円滑化
  - (iv) 研修プログラムの提供
  - (v) セミナー及び研究集会の促進
  - (vi) 技師及び技術者の能力の開発
  - (vii) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・六条 科学技術及び知的財産

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(f)に規定する分野における協力について

は、次のとおりとする。

- (a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) イノベーションの奨励
  - (ii) 先端科学技術
  - (iii) イノベーション及び経済成長のための知的財産権の利用
  - (iv) 国境における知的財産権の行使の分野での能力の開発
  - (v) 著作権及び関連する権利を集中管理する団体の能力の開発
  - (vi) 高度な知識及び技能を有する人材の養成
  - (vii) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 共同研究開発の奨励
  - (ii) 政策及び法令に関する情報の交換
  - (iii) 科学者、技術者その他の専門家の交流の奨励

(iv) 科学者の意識及び知識を向上させることを目的とする共同セミナー、対話、研究集会及び研修の開催の促進

(v) 先端科学技術に係る団体間の協力の奨励

(vi) 両締約国政府が合意するその他の形態

#### 第五・七条 金融サービス

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(g)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

- (i) アジア地域における金融市場及び資本市場の発展の円滑化
- (ii) 金融市場の基盤の整備（金融その他の関連する取引の監視における能力の向上を含む。）
- (iii) 金融サービスの分野における規制に関する協力の促進
- (iv) 銀行以外の金融及び保険の機能の強化
- (v) 人材養成

(vi) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 情報の交換並びに経験及び技能の交流

(ii) 研修の促進

(iii) 両締約国政府が合意するその他の形態

#### 第五・八条 教育及び人材養成

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(h)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 高度な知識及び技術を有する人材の養成

(ii) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 情報（良き慣行に関するものを含む。）の交換

- (ii) 専門家、学者、教員、研修指導者及び政府職員の訪問及び交流の奨励
- (iii) 技師及び技術職員の技術訓練及び職業訓練の提供
- (iv) 大学において得る教育又は経験の認定の奨励
- (v) 共同セミナー、研究集会及び会合の促進
- (vi) 教育機関間の協力の奨励
- (vii) 両締約国政府が合意するその他の形態

#### 第五・九条 観光

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(i)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

- (a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 観光産業の奨励
  - (ii) 観光の持続可能な発展
  - (iii) 観光における経営及び能力の強化



(iv) 人材養成

(v) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 観光の促進及び開発計画に対する適当な支援の提供

(ii) 情報の交換及び経験の共有

(iii) 専門家の交流の奨励

(iv) 観光産業に従事する者に対する研修の促進

(v) 民間団体間の協力の奨励及び円滑化

(vi) 両締約国政府が合意するその他の形態

#### 第五・十条 環境

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(j)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

- (i) 環境の保全及び改善
  - (ii) 環境検査の制度の強化
  - (iii) 持続可能なかつ自然に配慮した開発（気候変動への対処及び炭素の排出が少ない開発を含む。）のための戦略及び技術の確立及び促進
  - (iv) 浄水技術の導入
  - (v) 廃棄物の管理及び廃棄物に係る技術の改善
  - (vi) 車両からの排出ガスの削減
  - (vii) 人材養成
  - (viii) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
- (i) 情報（政策及び法令に関するものを含む。）の交換
  - (ii) 専門家の訪問及び交流の奨励及び円滑化
  - (iii) 研修の機会の増大

(iv) 能力開発の促進

(v) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・十一条 鉱業及びエネルギー

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(k)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 鉱業及びエネルギーに関連する技術の開発及び促進

(ii) 人材養成

(iii) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 実行可能性調査及び開発調査の実施

(ii) 政策及び法令に関する意見及び情報の交換

(iii) 鉱業及びエネルギーの開発に関する知識の普及及び改善のための専門家及び技術者の交流の奨励

- (iv) 共同セミナー、対話及び研究集会の開催の促進
- (v) 官民間の連携の奨励
- (vi) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・十二条 保健

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(1)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

- (a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 高度な保健技術及び科学技術の開発及び促進
  - (ii) 人材養成
  - (iii) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 共同研究開発の奨励
  - (ii) 情報の交換

- (iii) 医療専門家のための研修の提供並びに専門家の現場視察及び交流の奨励
- (iv) 官民の保健機関の活動の促進
- (v) 両締約国政府が合意するその他の形態

#### 第五・十三条 競争

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(m)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

- (a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 人材養成
  - (ii) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 意見及び情報の交換
  - (ii) 専門家の訪問及び交流の奨励及び円滑化
  - (iii) セミナー及び研究集会の促進

(iv) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・十四条 情報通信技術

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(n)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

- (a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 情報通信技術における経営、競争力及び技術的能力の強化
  - (ii) 高度な知識及び技術を有する人材の養成
  - (iii) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 共同研究開発の奨励
  - (ii) 政策及び法令に関する情報の交換
  - (iii) 科学者、技術者その他の専門家の交流の奨励
  - (iv) 共同セミナー、対話、研究集会及び研修の開催の促進

- (v) 高度な情報通信技術に係る団体間の協力の奨励
- (vi) 事業取引のあつせんの促進
- (vii) 両締約国政府が合意するその他の形態

## 第六章 最終規定

### 第六・一条 実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従って、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

### 第六・二条 目次及び見出し

この取極の目次並びにこの取極中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

### 第六・三条 改正

この取極は、両締約国政府間の合意により改正することができる。改正は、改正に係る文書において特定する手続に従って効力を生ずる。

## 第六・四条 効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の際に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。

## 第六・五条 紛争解決

基本協定第十六章の規定は、必要な変更を加えた上で、この取極の第一章、第二章及びこの章の規定の解釈又は適用に関する両締約国政府間の紛争の解決について適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二十十五年二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語、モンゴル語及び英語により本書二通を作成した。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。



日本国政府のために

安倍晋三

モンゴル国政府のために

チメド・サイハンビレグ

